

官民連携データプラットフォーム コンプライアンス指針

官民連携データプラットフォーム運営組織（仮）（以下「当組織」といいます）がその事業を適切かつ円滑に遂行するためには、当組織におけるデータの取扱いに関する、都民ひいては国民からの信頼確保が不可欠です。

そこで、当組織が行う事業に関連する法令及びガイドラインはもちろん、社会倫理などを遵守するための行動規範として、本コンプライアンス指針を定めます。

1 関係法令等の遵守

当組織は、データプラットフォーム事業の重要性はもちろん、データ提供者、データ利用者、データ主体など、多様なステークホルダーの存在を認識し、規範意識を強く持ち、データプラットフォーム事業に関連する各種法令等を遵守します。

- (1) 個人情報及びプライバシーの保護に関する法令・ガイドライン
- (2) 各種情報・データの適正な取扱い又は管理に関する法令・ガイドライン
- (3) 知的財産・不正競争防止に関する法令・ガイドライン
- (4) 公正な競争の阻害を防止するための法令・ガイドライン

また、当組織が定める各種規程類、各ステークホルダーとの間で適用される規約等のルールも遵守します。

2 コンプライアンス体制

当組織は、組織の運営に関して、有識者等から構成され、当組織から独立した第三者委員会¹を設置し、客観的な立場から適宜意見を伺いながら、データプラットフォーム事業の適正な運営を図ります。また、当組織による適切なデータの取扱いを担保するために監査を実施します。

3 コンプライアンス研修

当組織は、データプラットフォーム事業に関係する法令や規程類等のルールが多岐にわたることに鑑み、各従事者のコンプライアンス意識を向上させるため、データプラットフォームに関わるコンプライアンス研修を実施します。

第1項（1）から（4）までに挙げた関係法令等も含め、主として個人情報・プライバシー保護、情報の適切な取扱いに関する法令、知的財産権の保護、ハラスメントの防止な

¹ DPF の運営が適切に実施されていることをモニタリング等する組織を設置することが必要であると考え、第三者委員会を設置することを想定していますが、具体的な実施内容については、次年度以降も引き続き検討する予定です。

どの具体的なテーマを取り上げ、知識の定着とコンプライアンス意識の向上に努めます。

4 内部通報窓口の整備

当組織は、法令違反や各種規程類への違反など、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、それらの問題を通報（相談）できる窓口を組織内に設置しています。この窓口では、相談者・通報者のプライバシーが厳守され、通報・相談したことが不利益にならないようにいたします。

(制定日付)²

【更新履歴】

令和3年3月22日 ポリシー案1.0として策定

² 本指針を施行する日付を記載する予定です。